

No.	頁	改訂後（令和 5 年 3 月改訂）	現行（令和 2 年 4 月改訂）
1	46	<p>5.2 民間提案</p> <p>平成 23 年の PFI 法の改正により、民間事業者が特定事業に係る実施方針の策定について提案することができる民間提案制度が定められた。これにより、公共施設の整備事業等について、PFI 手法の活用提案を民間事業者から行うことが可能となった。民間事業者より PFI 法に基づく提案があった場合、市は提案の内容について検討し、その結果を民間事業者に通知しなければならない。</p> <p>民間提案への対応については、「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」（令和 3 年 6 月改定、内閣府）や「PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル」（令和 3 年 4 月改定、内閣府）を参考に実施するものとする。</p> <p><u>図（削除）</u></p>	<p>5.2 PFI 法に基づく民間提案</p> <p>平成 23 年の PFI 法の改正により、民間事業者が特定事業に係る実施方針の策定について提案することができる民間提案制度が定められた。これにより、公共施設の整備事業等について、PFI 手法の活用提案を民間事業者から行うことが可能となった。民間事業者より PFI 法に基づく提案があった場合は、市は提案の内容について検討し、その結果を民間事業者に通知しなければならない。民間提案への対応については、「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」（平成 27 年 12 月 18 日付け内閣府）や「PFI 事業民間提案推進マニュアル」（平成 26 年 12 月 10 日付け内閣府）を参考に実施するものとする。</p> <p><u>なお、本市における PFI に基づく民間提案があった場合の対応の流れは次のとおりである。</u></p> <p><u>図（略）</u></p>
2	46	<p>(1) 提案書類の受理と必要書類の確認</p> <p>民間事業者より PFI 法に基づく民間提案がなされた場合、PPP/PFI 活用委員会事務局が窓口となり当該提案の受付を行う。<u>なお、事業担当部局において、PFI 手法に限定せず民間提案を求める事業の実施見通し等を公表している場合にあっては、当該事業に係る PFI 手法以外の PPP 手法（DB、DBM、DBO 方式等）を活用した民間提案についても受け付けることとする。</u></p> <p>PPP/PFI 活用委員会事務局は、民間事業者より提出された書類について必要とされる内容が網羅されているかの確認を行うとともに、<u>PFI 法に基づく民間提案である場合においては、当該提案を行った民間事業者が PFI 法上の欠格事由に該当しないかの確認を行う。</u></p> <p>民間事業者が提出すべき書類は、PFI 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）において、「特定事業の案」、「特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類」、「特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類」として定められている。<u>また、</u>前述の「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」には、次に挙げる項目を基本として必要書類を作成するとあり、これらの内容が網羅されているかどうかを確認する。</p> <p>表（略）</p> <p><u>なお、PFI 手法以外の PPP 手法に係る提案の場合においても、PFI 法に基づく提案に相当する書類を提出することを基本とするが、記載する項目については、提案する PPP 手法に応じ、提案を評価するために必要な項目が網羅されていることを前提に簡略化することができる。</u></p>	<p>(1) 提案書類の受理と必要書類の確認</p> <p>民間事業者より PFI 法に基づく民間提案がなされた場合、PPP/PFI 活用委員会事務局が窓口となり当該提案の受付を行う。</p> <p>PPP/PFI 活用委員会事務局は、<u>当該提案を行う民間事業者が PFI 法上の欠格事由に該当しないか、民間事業者より提出された書類について必要とされる内容が網羅されているかの確認を行う。</u></p> <p><u>なお、</u>民間事業者が提出すべき書類は、PFI 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）において、「特定事業の案」「特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類」「特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類」として定められている。</p> <p>前述の「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」には、次に挙げる項目を基本として必要書類を作成するとあり、これらの内容が網羅されて居るかどうかを確認する。</p> <p>表（略）</p>
3	47	<p>(2) 事業の実現可能性に関する検討</p> <p>PPP/PFI 活用委員会事務局は、PFI 法に基づく民間提案のうち欠格事由に該当するもののほか、<u>民間提案に必要な書類や事項が網羅されていないなどの提案書類の不備があるものを除き、</u>事業担当部局に調整のうえ提案された事業の実現可能性に関する検討を依頼する。</p> <p>事業担当部局は、上位計画等における方針等に基づき、当該提案に係る事業の実現可能性について検討</p>	<p>(2) 事業実施の可能性検討</p> <p>PPP/PFI 活用委員会事務局は、PFI 法に基づく民間提案について、<u>欠格事由に該当しない事案については、事業担当部局と調整し、提案について事業実施の可能性の検討を依頼する。</u></p> <p>事業担当部局は、<u>当該提案を受けて上位計画等における方針等に基づき、当該提案に係る事業の実現可</u></p>

札幌市 PPP/PFI 活用方針 新旧対照表

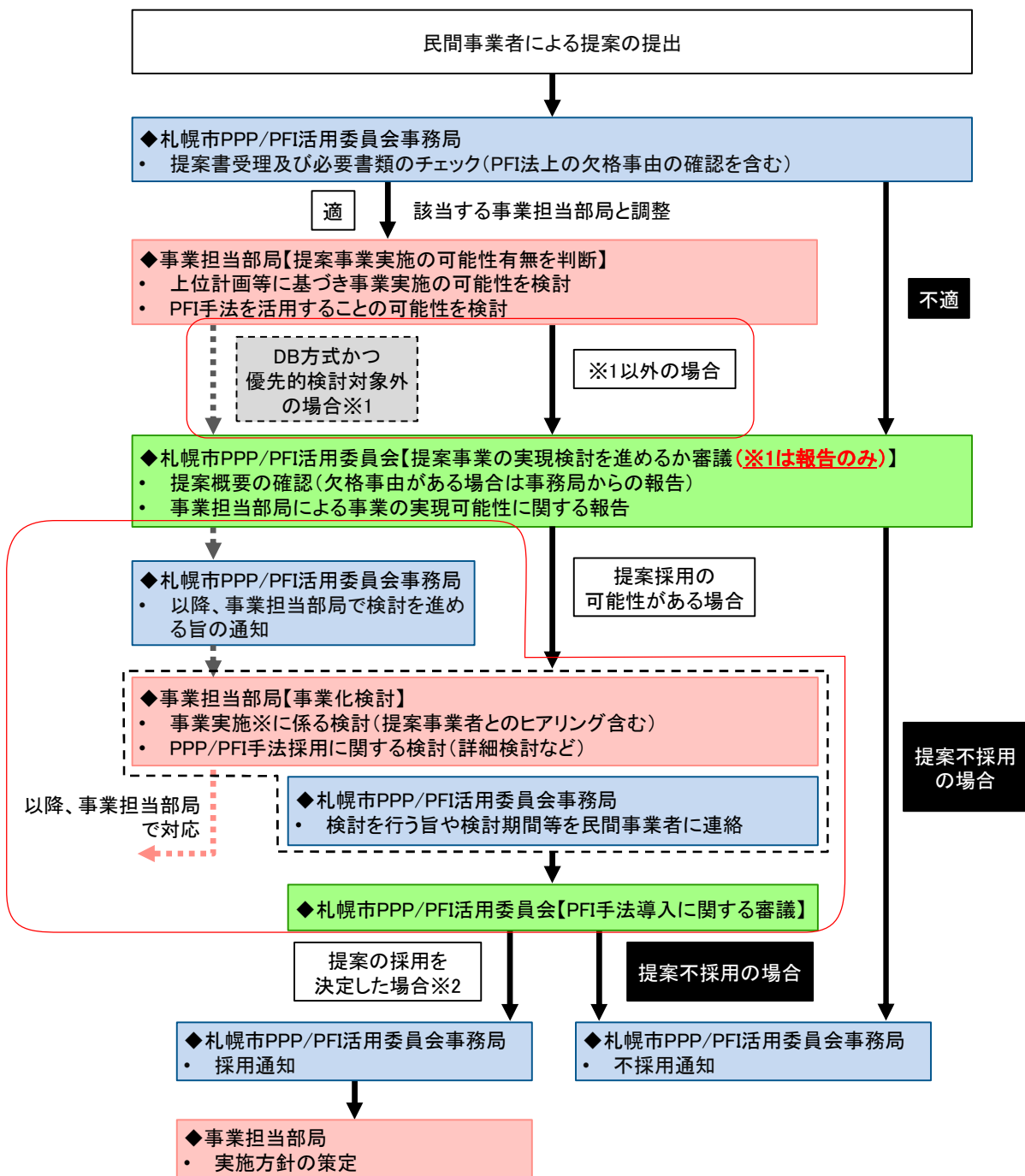
	<p>を行う。</p> <p>この実現可能性検討とは、事業自体を実施する可能性の有無について検討するとともに、その可能性がある場合に限り PPP/PFI 手法の導入可能性（簡易検討相当）を検討することである。</p> <p><u>検討の実施後</u>、事業担当部局は、民間提案事業の概要と実現可能性の有無について、PPP/PFI 活用委員会へ報告する。</p> <p>PPP/PFI 活用委員会は、民間提案事業の内容と事業担当部局の見解を踏まえ、引き続き検討を進めるかを審議する。</p> <p>なお、<u>欠格事由に該当する場合や提案書類の不備がある場合においては、PPP/PFI 活用委員会事務局が、民間提案事業の概要及び欠格事由等を PPP/PFI 活用委員会へ報告するとともに、当該提案を不採用としたときは、PPP/PFI 活用委員会事務局より提案を行った民間事業者にその旨を通知する。</u></p> <p><u>一方、提案内容が DB 方式に係るものかつ優先的検討対象外である事業については、PPP/PFI 活用委員会の審議の対象とはならないことから、事業担当部局において民間提案事業として引き続き検討を進めるかを決定し、PPP/PFI 活用委員会（原則、メール会議により開催）は、その報告を受けるのみとする。なお、事業担当部局において検討の継続が決定された場合は、PPP/PFI 活用委員会事務局より提案を行った民間事業者に対してその旨を通知したうえで、これ以降の対応を事業担当部局に引き継ぐ。</u></p>	<p>能性について検討を行う。</p> <p>この実現可能性検討とは、事業自体の実施の可能性と、その可能性がある場合に限り PFI 手法活用の可能性（簡易検討相当）を検討することである。</p> <p>事業担当部局は、民間提案事業について、その提案概要と実現可能性の有無について、PPP/PFI 活用委員会へ報告する。</p> <p>PPP/PFI 活用委員会は、提案事業の内容と事業担当部局の見解を踏まえ、PFI 法に基づく民間提案事業として、引き続き検討を進めるかを審議する。</p> <p>なお、民間提案内容に必要な書類や事項が網羅されていないなどの欠格事由がある場合は、提案概要とともにその欠格事由を PPP/PFI 活用委員会事務局が報告する。</p>
<p>4</p> <p>47 ～ 48</p>	<p>(3) 事業実施に関する検討</p> <p>PPP/PFI 活用委員会において引き続き検討を進めると判断された民間提案事業については、事業担当部局において PPP/PFI 手法の導入の可否をはじめとした事業化の検討を行った後、通常の PPP/PFI 事業と同様、PPP/PFI 活用委員会において、事業担当部局の検討結果に基づき、PPP/PFI 手法の導入の可否を最終的に審議するものとする。</p> <p>事業の実施に関する検討の進め方は、その事業の規模や事業スキームによって異なるが、提案を行った民間事業者との対話等も実施しながら、その事業の意義や必要性を整理し、事業化の検討を行う必要がある。</p> <p>一般的に、事業の実施に向けては、その目的や意義を整理し、方針等を定めたうえで、事業計画を策定する必要があり、その過程では、事業担当部局内や関係部局との調整を行い、庁内で合意を得ながら進める必要がある。こうしたプロセスは、民間提案に基づく事業であっても同様に必要となることが想定されるため、これらのプロセスを一から経る必要がある事業の提案があった場合、事業化検討に相当程度の期間を要することとなる。</p> <p>また、提案内容によっては、事業担当部局において実施する PPP/PFI 手法の導入検討について、学識経験者等の第三者やコンサルタントを活用のうえ、詳細な検討に準ずる導入検討を実施することも考えられ、この場合も一定の期間を要することとなる。</p> <p>このように、事業化の検討に当たっては相当程度の期間（例えば 1 年以上）を要する場合があることから、本市として民間提案に対して事業化の検討を継続して実施することとなった場合は、その旨と検討期間の見込みについて、PPP/PFI 活用委員会事務局から提案を行った民間事業者に連絡する。</p> <p>なお、参考として、「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」に掲げられている民間提案の検討プロセスと留意点を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①管理者等は、以下の点について検討することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性 </div>	<p>(3) 事業実施に関する検討</p> <p>PPP/PFI 活用委員会において、PFI 法に基づく民間提案事業として引き続き検討を実施することと判断されたものについては、事業担当部局において PFI 手法の採用の可否をはじめとした事業化について検討を行った後、通常の PFI 事業と同様、PPP/PFI 活用委員会において、事業担当部局の検討結果に基づき、PFI 手法の導入の可否を最終的に審議するものとする。</p> <p>事業の実施に関する検討は、その事業の規模や事業スキームによって異なるが、提案を行った民間事業者との対話等も実施しながら、その事業の意義や必要性を整理し、事業化の検討を行う必要がある。</p> <p>一般的に、民間提案に基づくものであっても、事業の実施に向けては、その目的や意義について方針等を整理するとともに、事業計画を整理すること、事業担当部局内や関係部局と調整を行うこと、庁内で合意を得ることなどが想定される。これらのプロセスを経る必要がある事業の場合は、事業化検討に相当程度の期間を要するものとなる。</p> <p>また、提案内容によっては、事業担当部局は、PFI 手法の活用について、学識経験者等の第三者や、コンサルタントを活用のうえ、詳細な検討に準ずる導入検討を実施することも考えられ、この場合も一定の期間を要することとなる。</p> <p>このように、事業化の検討について、相当程度の期間（例えば 1 年以上）を要する場合があり、検討期間等の時期の見込みを事業者にあらかじめ通知することが必要となる。</p> <p>PPP/PFI 活用委員会事務局は、民間提案に対し、本市として事業化の検討を継続して実施することとなった場合は、その旨と検討期間の見込みについて提案を行った事業者に連絡する。</p> <p>なお、参考として「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」における民間提案の検討プロセスと留意点を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①管理者等は、以下の点について検討することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性 </div>

札幌市 PPP/PFI 活用方針 新旧対照表

		<p>(当該検討により整備等の必要性がないと認められた場合、<u>下記</u>の検討は不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案の実現可能性 ・PFI手法を活用することの妥当性 ・財政に及ぼす影響 ・他の手法による当該公共施設等の整備の可能性 ・その他(特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施) <p>②検討に際しての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産の保護 ・提案を行った民間事業者と対話の実施 ・提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請 ・業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに検討を実施すること ・検討に相当の時間を要する場合は時期の見込みを通知すること 	<p>(当該検討により整備等の必要性がないと認められた場合は<u>その他の</u>検討は不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案の実現可能性 ・PFI手法を活用することの妥当性 ・財政に及ぼす影響 ・他の手法による当該公共施設等の整備の可能性 ・その他(特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施) <p>②検討に際しての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産の保護 ・提案を行った民間事業者と対話の実施 ・提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請 ・業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに検討を実施すること ・検討に相当の時間を要する場合は時期の見込みを通知すること
5	49	<p>(4) 検討結果の通知</p> <p>民間提案<u>事業の実施可能性及び事業化</u>について検討を行い、<u>提案の採用又は不採用を決定した</u>後は、<u>その採否によらず、提案を行った民間事業者に遅滞なく結果を通知しなければならない</u>。当該通知については、PPP/PFI活用委員会事務局が行う。</p> <p>事業化の検討などを経て、当該提案を採用することとなった場合は、<u>民間事業者への通知後</u>、速やかに実施方針を策定する。<u>なお</u>、相当の期間内に実施方針を策定する必要<u>が</u>ない場合は、その旨及び理由を民間事業者に通知する。</p>	<p>(4) 検討結果の通知</p> <p>民間提案について検討を行った後は、<u>PFI法に基づき、提案の採否によらず、結果について民間事業者に遅滞なく通知しなければならない</u>。当該通知については、PPP/PFI活用委員会事務局が行う<u>ものとする</u>。</p> <p><u>事業担当部局における事業手法の検討や、PPP/PFI活用委員会事務局における提案書類の確認の過程で当該民間提案を不採用としたときは、PPP/PFI活用委員会にその旨を報告したうえで、PPP/PFI活用委員会事務局より不採用通知を行う。</u></p> <p><u>なお、事業化の検討などを経て、当該民間提案を採用することとなった場合は、同様に採用通知を行うとともに、速やかに実施方針を策定する。また、相当の期間内に実施方針を策定する必要のない場合には、その旨及び理由を民間事業者に通知する。</u></p>
6	49	<p>(次ページに掲載)</p>	<p>(次ページに掲載)</p>

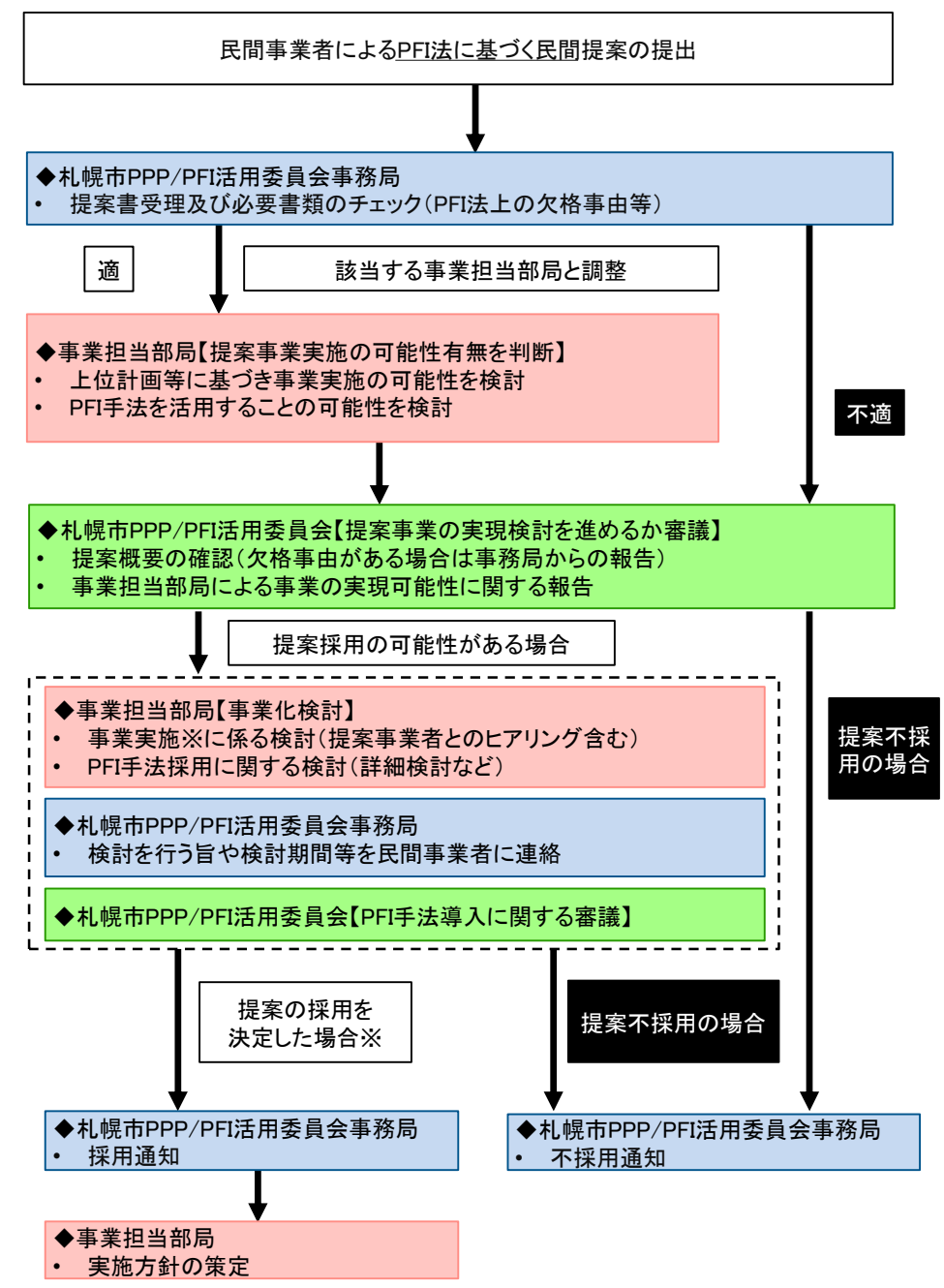
札幌市 PPP/PFI 活用方針 新旧対照表

民間提案検討フロー



※2 事業の実施に関する庁内合意は、必要に応じて事業担当部局で対応する

PFI 法に基づく民間提案検討フロー



※事業の実施に関する庁内合意は、必要に応じて事業担当部局で対応する